

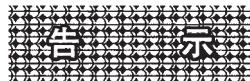
「下車（船）の場所
(到着空港)

卷

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則第8条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

人事委員會事務局



長野県告示第386号

消防団員等顕彰金及び殉職者特別顕彰金支給要綱（昭和45年長野県告示第189号）の一部を次のように改正し、平成29年3月1日から適用します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部守一

第1中「(第11条第1項)を「。以下「法」という。)」第11条第1項に、「及び同法第19条第1項」を「、法第19条第1項」に、「(以下」を「及び法第30条第3項に規定する航空消防隊の隊員(以下」に改める。

第2中「又は地震等の災害に際し」を「若しくは地震等の災害又は航空消防隊の業務（以下「災害等」という。）において」に改める。

第5第1項中「災害に際し」を「災害等において」に改める。

第7中「消防団員等に」を「法第11条第1項に規定する消防職員又は法第19条第1項に規定する消防団員に」に、「消防団員等の」を「消防職員又は当該消防団員の」に改め、同第7に次の1項を加える。

2 法第30条第3項に規定する航空消防隊の隊員に顕彰金等を支給するに相当する理由が生じたときは、当該隊員の属する消防防災航空センターの所長は内申書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 前項第3号に掲げる書類
 - (2) 遺族と航空消防隊の隊員の続柄を証明する書類（その遺族が婚姻の届出をしていないが、隊員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者である場合は、その事実を証明する書類）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

第9中「に通知」を「又は消防防災航空センター所長に通知」に改める。

様式第1号中「市町村長」

印 | を

「市町村長
(消防防災航空センター所長)」

災害発生日時	災害等発生日時
災害発生場所	災害等発生場所
災害発生状況	災害等発生状況

を
に改める。

は改め?

船 貨		航空貨	
距離	運賃	距離	運賃
キロメ ートル	円	キロメ ートル	円

消 防 課

長野県告示第387号

平成29年3月31日専決処分した平成28年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

平成28年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	227,947,705	2,184,635	230,132,340
2 地方消費税清算金	76,518,000	1,595	76,519,595
3 地 方 譲 与 税	33,391,001	157,149	33,548,150
5 地 方 交 付 税	205,951,539	660,328	206,611,867
6 交通安全部門特別交付金	787,000	△ 64,918	722,082
7 分担金及び負担金	3,061,118	△ 10,635	3,050,483
9 国 庫 支 出 金	104,580,916	406,354	104,987,270
12 繰 入 金	17,396,381	△ 4,100,000	13,296,381
14 諸 収 入	47,768,987	25,503	47,794,490
15 県 債	110,878,000	△ 1,350,000	109,528,000
歳 入 合 計	853,157,543	△ 2,089,989	851,067,554

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	36,922,748	△ 541,103	36,381,645
3 民 生 費	120,896,477	△ 521,963	120,374,514
4 衛 生 費	22,899,519	△ 247,497	22,652,022
7 農 林 水 産 業 費	45,337,789	△ 49,892	45,287,897
9 土 木 費	106,974,549	1,142,329	108,116,878
10 警 察 費	44,793,214	△ 246,035	44,547,179
11 教 育 費	204,831,065	△ 1,530,849	203,300,216
12 災 害 復 旧 費	2,566,568	△ 6,526	2,560,042
14 諸 支 出 金	83,895,583	△ 88,453	83,807,130
歳 出 合 計	853,157,543	△ 2,089,989	851,067,554

2 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか14件 限度額 △ 1,350,000 千円

財政課

長野県告示第388号

平成29年7月7日成立した平成29年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部 守一

平成29年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
8 使用料及び手数料	17,888,360	107,158	17,995,518
9 国 庫 支 出 金	101,732,344	358,914	102,091,258
12 繰 入 金	20,072,979	13,886	20,086,865
13 繰 越 金	1	44,213	44,214
15 県 債	105,156,000	166,000	105,322,000
歳 入 合 計	862,598,485	690,171	863,288,656

(2) 歳出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	34,195,754	129,500	34,325,254
7 農林水産業費	43,100,407	2,735	43,103,142
8 商工費	65,833,022	30,304	65,863,326
9 土木費	97,433,263	505,000	97,938,263
10 警察費	43,748,722	6,690	43,755,412
11 教育費	208,835,123	15,942	208,851,065
歳出合計	862,598,485	690,171	863,288,656

2 地方債補正
砂防事業費

限度額	166,000 千円
-----	------------

財政課

長野県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

茅野市

2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月12日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和55年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号、平成14年長野県告示第174号、平成17年長野県告示第351号、平成20年長野県告示第159号、平成21年長野県告示第475号、平成23年長野県告示第187号、平成25年長野県告示第143号及び平成28年長野県告示第194号の事業地に大字北山字南山栗平ヨリ三室大萱迄、字清助畑、字中山、字大日向、字香路木沢、字草木平、字鳥足久保、字宝重、字林裏、字我鬼山、字入倉及び字小坂を加え、大字北山字溝口及び字丸の内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第390号

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年6月29日から平成30年3月29日まで

3 作業地域

木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第391号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年7月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成29年6月20日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課